

## 経産省から新たな注意喚起！ 申請を確実にいきましょう



11/26(月)に経産省から発表された  
注意喚起のポイントを3つにまとめて解説します

### ポイント1

経産省

電力会社

## 電子申請には 接続契約書類 が必須

12月1日以降の電子申請には、電力会社との接続契約の書類の添付を行うことが必須となり、添付なき場合はエラーとなり申請不可。  
11月30日までの申請で、書類未添付の場合は 2019年1月11日までに接続契約書類を添付し、申請状態を設置者承諾済みにする。

### ポイント2

電力会社

## 添付書類に不備があると、一発アウト！

2019年1月11日までに接続契約書類が添付された状態で申請が行われても、書類に不備があった場合は申請が自動取下げとなり、2018年度価格は適用されなくなる。



どこに  
注意するの？

添付の仕方や、注意点は  
2ページ目に記載

### ポイント3

## 申請内容の不備は補正期限があり

書類不備以外の申請内容に不備があった場合は、経産省より不備の補正期限の連絡が来る。その補正期限を過ぎてしまうと、自動取下げになってしまう。これは上記ポイント2と同じく、自動取下げになると2018年度価格は適応されない。



その他

### 申請方法おさらい

<http://bit.ly/2wGo0PV>SIソーラー NEWS  
9/4 配信 IH100 号

## ZERO SECH なら買取単価が気にならない！

毎年の売電単価を気にせず、ご利用いただけます。  
なぜなら、メーカーと協力し売電単価変更に合わせた  
10年間実質負担ゼロ円の商品設計をしているからです。

## 50kW 未満太陽光発電設備のFIT 認定申請に係る審査状況及び 今後の審査の厳格化について（お知らせ）

2018年7月2日付「[FIT 認定申請に係る審査状況について](#)」（資源エネルギー庁）では、50kW 未満太陽光発電設備の審査期間が長期化している旨お知らせしておりましたが、状況が改善しておりますので、現在の審査状況について改めて下記の（１）のとおりお知らせいたします。

また、FIT 認定申請については毎年度末に申請が集中することもあり、とりわけ50kW 未満太陽光発電設備の審査の遅延が接続同意書類の不備の対応に起因するところが多いため、2018年12月以降は、下記の（２）のとおり厳格に審査を行うことで審査遅延の防止を図りますのでお知らせします。これから申請をされる事業者におかれましては十分ご注意いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### （１）現在の50kW 未満太陽光発電設備の審査状況について

50kW 未満太陽光発電設備の審査期間については、改正FIT法の施行に伴う申請項目や必要書類の増加、申請不備率の増加等の理由により、審査期間が3～6ヵ月と長期化しておりましたが、現在は、審査体制の強化等の理由により、審査期間が2～4ヵ月程度に短縮されています。標準処理期間である3ヵ月を超える案件も一部ありますが、審査状況が改善しておりますのでお知らせします。また、さらなる審査期間短縮のため、引き続き不備の削減等にご協力をお願いいたします。

## ポイント1

### （２）今後の50kW 未満太陽光発電設備の審査の厳格化について

#### ① 新規申請への接続同意書類の添付必須化について

2018年8月31日付「[FIT 制度に係る標準処理期間及び運用ルールの一部見直しについて](#)」（資源エネルギー庁）にて既にお知らせしておおり、2018年12月1日以降は、新規申請時の接続同意書類の添付が必須になります。12月1日以降は、電子申請の際に接続同意書類を添付しないとエラーとなり、申請することができなくなりますのでご注意ください。

また、11月30日までの申請で所定の添付項目へ接続同意書類が添付されていない案件については、12月3日に不備連絡を行いますので、接続同意書類を添付して2019年1月11日までに再申請してください（設置者承諾済にすること）。本不備補正では接続同意書類を添付しないとシステム上再申請ができません。2019年1月11日までに再申請がされない場合は、2018年度価格を適用することができませんのでご注意ください。

#### ② 接続同意書類の不備判断と不備時の申請自動取り下げについて

2019年1月11日までに接続同意書類が添付された場合であっても、以下のような不備の場合は、2019年1月11日までに接続同意書類が添付されなかったものとして取り扱い、申請を

## ポイント2

## ポイント2

自動で取り下げることとなります。自動取り下げになった申請については、2018年度価格を適用することはできませんので、ご注意ください。また、接続同意書類の添付を誤った場合に電話等でご連絡をいただいても、書類の差し替えはできません。申請する際に、登録者、設置者ともに十分にご確認いただき申請をお願いいたします。

### 接続同意書類の添付とみなされない不備

- ・ 白紙や無関係な書類が添付されている場合
- ・ 接続申込書類や技術検討書類等の接続同意書類に該当しない書類が添付されている場合  
注) 接続同意書類に該当する書類は電力会社毎に異なります。詳細は以下をご確認ください。  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit\\_low.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_low.pdf)
- ・ 接続申込書類の一部のページが欠落している場合  
注1) 全ページを1つのPDFファイルにまとめて下さい。どうしても複数のファイルに別れる場合はZIPファイルにまとめる必要があります。(1つの添付箇所に1つのファイルしか添付することができません)  
注2) 関西電力のメール形式の接続同意書類の場合、加工はせず、件名、申込番号、差出人、送信日、電力会社の署名などが表示されたものを提出してください。また、契約内容を変更・修正された場合は、変更前の書類と変更後の書類の両方を合わせてご提出ください。
- ・ 接続同意書類に記載されている、契約者（発電者、設置者）名、発電出力、設置場所がFIT認定の申請内容と異なる場合  
注1) 契約者名が会社の代表者である場合は、個人と会社の区別も接続同意内容と申請内容で一致させる必要があります。  
注2) 申請データの住所と接続同意書の設置場所表記が異なっている場合は、付定通知書等の、同一の場所であることを証明する書類を添付ください。
- ・ 複数の接続締結書類が添付されている場合
- ・ 接続申込書類と接続同意書類が共通の書類で、同意日や契約日などの必要な項目が記入されていない場合
- ・ 特定送配電事業者との接続締結契約の場合で、代理店との接続同意書類のみを添付した場合  
注) 特定送配電事業者と一般送配電事業者間の接続同意書類が必要です。
- ・ 接続同意書類が無効とみなされる場合（工事費負担金を期限までに支払っていないなど）
- ・ 電子申請をしているにも関わらず、FAX、郵送、メール等で書面や原本を送付した場合  
注) PDF化して、電子申請画面にアップロードして下さい。

#### ③ 新規申請の補正期限と期限超過時の申請自動取り下げについて

申請内容に不備があった場合は、補正期限を設けて不備連絡をしておりますが、12月以降に不備連絡をする新規認定の申請について、補正期限を超過しても再申請がされない場合（設置者承諾済にならない場合）は、補正期限の超過と同時に申請を自動で取り下げます。自動取り下げになった申請については、2018年度価格を適用することはできませんので、ご注意ください。

## ポイント3

## ポイント3

また、2018年度価格が適用される案件については、2019年3月までに認定しなければならないため、3月以降に不備のご連絡をする際は、2018年度価格の適用のための最終補正期限をお伝えすることとなります。なお、最終補正期限までに再申請された内容について、再度不備があった場合も申請を自動で取り下げますのでご注意ください。

### ◆ 本件に関するお問合せ窓口

<固定価格買取制度お問い合わせ窓口>

0570-057-333（受付時間：平日9:00から18:00）[PHS/IP電話からは、042-524-4261]

<JPEA 代行申請センター>

0570-03-8210（受付時間：平日の9:20から17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

以上

## ポイント1

経産省

電力会社

### 電子申請には 接続契約書類 が必須

12月1日以降の電子申請には、電力会社との接続契約の書類の添付を行うことが必須となり、添付なき場合はエラーとなり申請不可。

11月30日までの申請で、書類未添付の場合は 2019年1月11日までに接続契約書類を添付し、申請状態を設置者承諾済みにする。

## ポイント2

電力会社

### 添付書類に不備があると、一発アウト！

2019年1月11日までに接続契約書類が添付された状態で申請が行われても、書類に不備があった場合は申請が自動取下げとなり、2018年度価格は適用されなくなる。

## ポイント3

### 申請内容の不備は補正期限があり

書類不備以外の申請内容に不備があった場合は、経産省より不備の補正期限の連絡が来る。その補正期限を過ぎてしまうと、自動取下げとなってしまう。これは上記ポイント2と同じく、自動取下げになると2018年度価格は適応されない。